

# M&Dギャップファンド③ PIプログラム2024募集 募集要項

<医歯学系限定※>

※旧東京医科歯科大学の部局に所属する研究者を対象とします。



# 目次

1. 募集概要 p.2
2. 事業の趣旨 p.4
3. 募集・選考 p.7
4. 採択後の研究開発推進 p.23
5. 問い合わせ先 p.30

# 1. 募集概要

# 1.1. 募集概要

- 全体概要：東京科学大学医歯学系（旧東京医科歯科大学、以下同じ）ではスタートアップの支援を拡充するため、以下のようなGAPファンド（M&Dギャップファンド）を計画しています。

|   | 個別プログラム名称【M&Dギャップファンド】      | 2024     | 2025              |
|---|-----------------------------|----------|-------------------|
| ① | SUTEAMプログラム                 | —        | 300 or 500万円×5～6件 |
| ② | Innovation Idea Contest2025 | —        | 200万円×5件          |
| ③ | PIプログラム                     | 300万円×3件 | 300万円×5件          |

- 今回の募集は③PIプログラム2024です。本募集要領は、東京都大学発スタートアップ創出支援事業の一部としての「③PIプログラム2024」（以下「本プログラム」）について記載しています。本プログラムでは、本学の革新的シーズを核とする大学発スタートアップやインパクトの大きい大学発スタートアップを創出するため、本学医歯学系研究者の研究開発課題への取り組み、とりわけ基礎研究の成果について、ビジネスとしての可能性を評価できる段階まで引き上げることを目指します。技術分野や事業分野によって大きく異なりますが、研究開発の内容は、基礎研究の成果と事業化のギャップを埋めるためのもの、一般的には試作品開発、仮説検証のためのデータ取得（実験結果、計算結果）、ビジネスモデルの構築、知財の確保、経営チームの構築等が中心となります。課題の推進にあたっては、事業化マイルストーン（節目となる中間目標及び研究開発マイルストーン）を設定し、それらの達成を目指して事業開発と研究開発を一体的に行うことが必要です。
- 研究開発期間：12ヵ月 ※2025年4月1日（予定）～2026年3月31日
- 研究開発費（研究開発期間総額、直接経費）：上限：300万円 ※予算は実施内容によっては審査段階で減額される可能性があります。

## 2. 事業の趣旨

## 2.1. 東京都大学発スタートアップ創出事業について

- 東京都は、「未来を切り拓く10x10x10のイノベーションビジョン」を掲げ、グローバルに活躍するスタートアップの創出や、スタートアップの裾野拡大を目指しています。
- その取組の一つとして、知の拠点である大学が集積する東京の強みを活かし、研究シーズやアイデア等の事業化をサポートする「大学発スタートアップ創出支援事業」に、令和6年度に本学（旧東京医科歯科大学）の取組みも後述の事業化促進型として採択されました（旧東京工業大学では令和5年度に採択）。
- 大学発スタートアップ創出に向けた知見やノウハウを有するコーディネーター（※）が、東京都と連携し、採択された個別大学への伴走支援及び幅広く都内の大学等を対象とする支援プログラムを実施します。

### （1）伴走支援

以下の2つのタイプを設定し、採択された各大学等の実情に応じ、必要な支援を実施します。

- ① 事業化促進型：大学等のシーズを活用した新事業の創出に向けた支援（本学が採択されたタイプ）
- ② 環境構築型：大学等のシーズを活用した起業・新事業創出を促進する学内の仕組みづくり・体制整備等に対する支援

### （2）支援プログラム

採択された大学等以外も含め、広く都内の大学等を対象に、大学発スタートアップ創出支援に必要な知識やノウハウを提供する講座、大学間のネットワーキング等の支援プログラムを実施します。

※ コーディネーターについて：本事業の実施に当たり東京都と連携して大学等に支援を行う事業者です。外部有識者等で構成する選定審査委員会において、以下の事業者が選定されました。

事業者名 ReGACY Innovation Group株式会社 <https://regacy-innovation.com/>

## 2.2.MDファンド③PIプログラム2024の目標と特徴

起業に向けたステップスタートアップの創出を目指した研究開発は、新しい現象の発見等を目指す基礎研究とは異なり、スタートアップの設立に向けた事業化の観点からの研究開発が必要になり、さらに研究開発だけでなく事業開発も必要になります。本プログラムの前提として、JSTの考え方に準じて基礎研究の成果からスタートアップ創出に至るまでの事業開発と研究開発を2つのステップに分けて考えます。ステップ1（応用研究）は、基礎研究の成果を商業的な可能性が評価できる段階まで引き上げるステップ、ステップ2（概念実証・スタートアップ組成）は、ビジネスとしての可能性の評価やスタートアップ組成に向けて実証（PoCを継続して行い、実際に起業に至るまでのステップ）です。本プログラムでは、本学から生まれる優れたシーズから社会・経済にインパクトを生み、事業成長するポテンシャルを有するスタートアップを創出するため、本学医歯学系に所属する研究者へ向け研究開発課題の募集をいたします。採択された研究課題は、研究開発費（GAPファンド）が支給され、起業や次のステージの研究開発資金獲得を目指し、事業化を志向した研究開発活動を行うことができます。また、スタートアップの創出を目指した事業開発や研究開発では、基礎研究の成果と事業化のギャップを埋めるために、ステップ毎、又は1年毎に事業化に向けて達成すべき事業化マイルストーン（節目となる中間目標）及び研究開発マイルストーンを設定し、各ステップにおいてマイルストーンを達成したどうかの評価を行って次のステップに進むどうかの判断をするプロセスが重要となります。そのため、本プログラムにおいても事業化マイルストーン及び研究開発マイルストーンを設定し、それらの達成に向けて集中的に事業開発や研究開発を推進します。各ステップ、実施年において実施すべき具体的な事業開発や研究開発の内容は、技術分野や起業を目指す事業分野によって大きく異なりますが、一般的には試作品開発、仮説検証のためのデータ取得（実験結果、計算結果）、ビジネスモデルの構築、知財の確保、経営チームの構築等が中心となります。

### 3. 募集・選考



## 3.1. 募集の対象となる事業化に向けた研究開発

本プログラムでは、研究代表者を中心とし、**本学医歯学系（旧東京医科歯科大学）**において、**社会・経済に対して大きなインパクトをもたらす可能性があるもののうち、大学等発スタートアップの創出等により成果の社会還元を目指す研究開発**（基礎研究段階の課題や起業するまでに相当の年数と資金を要する課題については対象外）を募集対象とします。

大学等発のシーズを核にして事業化を目指す研究開発課題の中で、応用研究以降のステップに入ることが適切と判断される課題が対象となります。

## 3.2.採択課題の推進体制

採択された課題は、大学等発ディープテック・スタートアップの創出又は社会課題の解決を目指した事業開発や研究開発を効果的・効率的に進めるために、研究代表者は医療イノベーション機構に設けるプログラム事務局からの支援のもとで一体的に課題を推進します。研究代表者及び事務局の主な役割は以下のとおりです。

- 研究代表者は 課題の代表者となり、研究開発全体に責任を有します。事業の核となるシーズについて、事業化に向けた研究開発計画（研究開発マイルストンの設定含む）を策定し、研究開発を実施します。

※研究代表者の要件については「3.8.応募者の要件」、責務については「4.5.研究代表者及び研究開発参加者の責務等」を参照してください。

- プログラム事務局は研究代表者をシーズの事業開発に必要な本学内外の各種支援者に繋げます。

## 3.3.本募集プログラムで実施すべき内容

シーズの事業化に向けて、本募集プログラムにおける課題終了時の達成目標を定め、これら達成目標及びマイルストンの達成に向けて研究成果と事業化の間のギャップを埋めるために必要な活動（例：ユーザー及び用途の設定、試作品開発、ビジネスモデルのブラッシュアップ、仮説検証のためのデータ取得、潜在顧客へのヒアリング、技術実証の実施、展開先として想定する一定の地域や国を対象とした市場・規制・競合技術の調査、知財戦略に基づいた特許の取得等）を実施いただきます。

本募集プログラムにおいて設定する達成目標やマイルストンの達成に寄与しない研究活動等は本募集プログラムの支援対象になりませんのでご注意ください。達成目標及びマイルストンの設定にあたっては「2.2.MDギャップファンド③PIプログラム2024の目標と特徴」を参照してください。なお、本プログラムの対象は応用研究以降のステップとなります。適切な達成目標の設定に加え、STEP2（概念実証）マイルストンを設定してください。また、当該達成目標及びマイルストンの妥当性は評価の重要な項目の一つとなります。

# 3.4. 募集期間・選考スケジュール 1/2

## 【事前説明会（オンライン）】

2025年1月24日（金）18時～18時30分

事前に参加登録いただいた方に説明会 URL をご案内いたします。

## 【申請締切】 2025年2月16日（日）23時45分

## 【選考スケジュール】

- 書面審査 2025年2月17日（月）～2月27日（木）  
書面審査結果通知 2025年2月28日（金）
- 面接審査（オンライン）2025年3月第1週に設定（予定）  
最終審査結果通知 2025年3月14日（金）（予定）
- 研究開始 2025年4月1日（予定）

オンライン説明会の申し込みはこちら



## 3.4. 募集期間・選考スケジュール 2/2

### 【その他連絡事項】

- 面接時間の調整等のため、必要によりプログラム事務局から eメール等にてご連絡させていただくことがあります。
- 審査はすべて非公開で実施します。
- 必要に応じ、申請書類についての質問や、追加資料の提出などをお願いする場合があります。
- 全ての申請者に審査結果を通知します。

## 3.5. 研究開発期間及び研究開発費用

- 研究開発期間：  
2025年4月1日（予定）～2026年3月31日（終了日はずれません）
- 研究開発費：  
最大300万円（上限額、直接経費）  
※審査結果に応じ減額採択の可能性がります。

## 3.6. 研究開発費(研究開発期間総額)の考え方

本事業の対象となる経費は、事業化に向けた研究開発課題を推進するために必要な研究開発費です。

研究開発費は、事業化に向けた研究開発・事業育成に直接的に関わるもののみを対象とします。

- ・ 事業化に向けた研究開発費については、経費の用途の有効性を十分に検討し、提案内容に見合った適切な規模の経費を申請してください。
- ・ 経費の取扱いについては、本学の規程に従って適切に管理執行していただくこととなりますので、留意してください。
- ・ 東京都による実地検査が実施される可能性がありますので、本学事務担当部局と協力し、執行した予算の証憑書類の適正な整理・管理を行ってください。

## 3.7.採択予定件数

### 3件

・上記は2024年度の採択予定件数です。今回不採択の場合でも、2025年度にも募集を予定（採択予定件数5件）しており再応募を妨げません。ただし、審査結果コメントを検討のうえ、ブラッシュアップした上で再応募をお願いします。



## 3.8. 応募者の要件

本募集の申請者等は応募にあたって以下の要件を全て満たしている必要があります。

### <研究代表者の要件>

- 応募時点において、申請の核となるシーズの発明者である、もしくは発明に関わった者であること。応募にあたっては当該シーズに関する特許を取得していることが望ましいが、特許出願中や特許を出願予定であるもの、また必ずしも特許出願を行わないシーズ（ソフトウェア等）に基づく応募も可能。
- 申請の核となるシーズを利用したスタートアップの設立等により、大学等の研究成果の社会還元等を目指していること。
- 研究代表者は、本学医歯学系（旧東京医科歯科大学）に所属する教授であること（※東京科学大学所属であれば、研究開発参加者の役職は問わず）。

## 3.9. 応募の制限

資金使途が同一でなければ、他の助成金、補助金、ファンド等の同時実施による制限はございません。

## 3.10. 応募の方法

### <申請書の作成・提出>

1. 申請書の提出方法：WEBサイトのリンク（フォーム）に応募者等の情報をご入力の上、「PIプログラム2024 申請書」をPDFに変換してアップロードしてください。
- 申請書は、医療イノベーション機構ウェブサイト <https://tmdu-oi.jp/event/10325/?pg=news> からダウンロードできます。
  - PDF形式に変換し、各ファイルサイズは30MB以下としてください。
  - ファイル名は「PIプログラム2024\_名前」へリネームして提出をお願いいたします。
  - 応募フォームへの登録完了後、事務局から質問や不備等の対応のため連絡させていただく場合がありますので、速やかに対応ください。

<進捗管理> 研究代表者とプログラム事務局は課題の進捗確認や、進捗に伴う実施計画（事業化に向けた事業開発及び研究開発の規模、方法、期間、資金等）、達成状況の評価・改善を目的とした進捗も確認します。進捗状況等に関する報告書類を作成いただくことがあります。

<申請に関する問い合わせ先> 医療イノベーション機構プログラム事務局（松浦・蓮香・川上）

e-mail：openinnovation.tlo@tmd.ac.jp

## 3.11. 申請・選考・プログラム実施の流れ

- 1) 説明会へのご参加：応募を予定する研究代表者又は研究開発参加者は、必要に応じて事前説明会（1月24日：オンライン※11ページ目参照）へご参加ください。
- 2) 申請書の作成・提出：研究代表者は所定の応募フォームへの入力及び申請書のアップロードをお願いします。
- 3) 面接審査（オンライン）：審査委員により、面接審査を実施します。面接審査には研究代表者（又は主たる研究開発参加者）が出席し、実用化までの構想や技術内容についてご説明をいただいた上で審査委員からの質問に回答いただきます。
- 4) 面接結果の通知：面接審査の結果を踏まえ、審査委員から構成される審査委員会において採否を決定します。全ての申請者にプログラム事務局から審査結果を通知します。
- 5) プログラム事務局は研究代表者が所属する分野等に予算を配分致します。
- 6) 研究開発の実施：研究代表者を中心に事業化に向けた研究開発を実施します。
- 7) 課題の終了：研究代表者は結果報告書を作成・提出します。

## 3.12. 審査の方法

- プログラム事務局が委嘱した審査委員が書面審査及び面接審査を行います。申請書類についての質問や、追加資料の提出などをお願いする場合があります。
- 審査の過程は全て非公開で行い、研究代表者（又は主たる研究開発参加者）と審査委員の利益相反を考慮して行います。詳細は「3.14.利益相反マネジメントの実施」を確認してください。
- 面接審査は、研究代表者（又は主たる研究開発参加者）に出席いただきます。
- 面接審査の開催日時は、プログラム事務局より調整させていただきます。

## 3.13. 選考の観点

本募集の審査にあたっては、提案された個別の審査項目に関する審査の観点を以下のとおりとし、これまでの取組の実績及び今後の方針等を踏まえた研究開発・事業育成の実施可能性等について評価を行う予定です。

- (1) 総合評価：大きな成長が見込める等、社会・経済に対して大きなインパクトをもたらす可能性があるか。
- (2) シーズの新規性・優位性：独自性の高い研究成果に立脚し、又は独自の発想に基づく複数の研究成果や技術の組み合わせにより、優位性のある技術を目指した提案であるか。
- (3) 事業化等：対象とするシーズの用途仮説が立てられているか。本課題終了後のマイルストーンも想定できているか。
- (4) 研究開発の目標：研究開発期間終了までの目標が適切に設定されており、実現可能性の判断を行う上で妥当であるか。
- (5) 研究開発の計画：研究開発の計画は、時間軸や各実施項目等において妥当な設計ができていないか。予算の使途や規模は適切か、また具体性が高いか。
- (6) 課題の推進体制：研究代表者は、研究開発計画や知的財産戦略の遂行に必要な能力を有しているか。もしくは能力の不足部分を補完する体制が構築できているか。シーズに関わる知的財産を有している場合、その権利が明確で、事業に支障が無いか（他者との共願特許が無いか。ある場合は、共願人の確実な了解をとっているか等）。シーズに関わる知的財産について採択後に権利化を予定している場合には、権利範囲が明確で、事業化に支障が無いか。課題に参画する者と関係者との利益相反に関して適切に整理され、マネジメント方策を構築できているか。

## 3.14.利益相反マネジメントの実施

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、以下の利益相反マネジメントを実施します。

選考に関わる者の利益相反マネジメントとして、公正で透明な評価を行う観点から、申請者等に関して下記に示す利害関係を有する者は選考に加わりません。もし、選考に関わる者について懸念点等ある場合は、申請書に具体的に記載してください。

- 申請者等と親族関係にある者。
- 申請者等と同一の学科、専攻等に所属している者。
- 申請者等と緊密な共同研究を行う者。(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者の研究課題の中での共同研究者等をいい、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- 申請者等と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- 申請者等の研究課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者。
- その他プログラム事務局が利害関係者と判断した者

## 4. 採択後の研究開発推進



## 4.1.採択後の産学連携・起業支援機能の活用

- 採択課題について、本学所属の研究代表者、共同開発参加者等はtip学内会員（会費無料）として登録いただきます。
- 採択課題の実施において、tipシェアラボ利用について優遇させていただきます。
- 医療イノベーション機構が委嘱している起業サポーター等のメンタリングも無償で受けていただけます。
- 産学連携促進等の目的で開催するイベントで参加をお願いすることがあります。

## 4.2. 研究開発計画の作成

採択後、研究代表者は研究開発期間の全体を通じた研究開発計画書（以下「計画書」）を作成し、プログラム事務局に提出してください。

計画書には、研究開発計画、事業開発計画、研究開発費や研究開発参加者リスト等が含まれます。計画書は、申請時の申請書をもとに、採択通知書に記載された留意事項などを考慮して作成してください。なお、提案された研究開発費は審査上で修正の可能性があります。

## 4.3. 研究開発費の計上

- 全体計画書で定める研究開発期間や研究開発費は、採択審査内で決定されます。ただし、詳細の用途までを審査内で認めるものではございません。採択後の研究開発計画書作成段階で、プログラム事務局から修正等を求める場合があります。
- 研究開発計画書と本学の規程に従い、研究開発費の支出・計上を実施いただきます。

## 4.4. 評価

1. 研究開発終了時に結果報告書を提出いただき、各研究開発課題の事後評価を行います。
2. 1. 以外にも、プログラム事務局等が必要と判断した時期に課題評価や現地視察等を行うことがあります。進捗状況によって事業開発方針の変更を求める、あるいは、研究開発費の増額・減額、研究開発期間の延長・短縮及び研究開発の支援を中止することがあります。

## 4.5. 研究代表者及び研究開発参加者の責務等

- 1) 研究開発費の執行に際しての責務：研究費が都民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する以下の責務があります。
  - ・公募要領等の要件及び本学の規程を遵守する。
  - ・研究開発費は国民の税金で賄われていることを理解の上、研究開発活動における不正行為（捏造、改ざん及び盗用）、研究費の不正な使用などを行わない。
- 2) 研究代表者：プロジェクトの代表者は研究代表者が務めます。事業化の核となりうる研究成果を基に技術としての事業化の可能性を探るための研究開発を実施し、事業化に向けた研究開発の遂行に関して技術面を含む全ての責任を負います。事業化の核となりうる研究成果に基づく起業等を目指した研究開発を実施していただきます。事業化に向けた研究開発の期間中、大学等において研究開発を実施する体制を取る必要があります。
- 3) 研究開発参加者：経営者候補、シーズの事業化に向けて必要な人材、事業化に向けた研究開発に従事する人材等をいいます。なお、事業化に向けた研究開発の遂行に関し、名目的に名前を連ねるなど、実質的な責任を負わない方は、参加者となることはできません。

## 4.6. その他の留意事項

- 課題の進捗等に関する東京都等への報告、各種調査への対応、その他事業を円滑に実施するうえで東京都が指示する対応を実施する場合があります。
- 本要項に記載がない事項は、原則として本学の規程に従います。
- その他、ご不明な点がありましたら、プログラム事務局にお問い合わせください。

## 5. 問い合わせ先

## 5.1.問い合わせ先

ご不明な点等ございましたら、プログラム事務局までお問合せください。なお、内容によっては、回答まで時間を要する場合がありますこと、あらかじめご了承ください。

<本事業や応募全般に関するお問合せ>

<応募資格や学内の応募対応・支援についてのお問合せ等>

医療イノベーション機構プログラム事務局（松浦・蓮香・川上）

e-mail : [openinnovation.tlo@tmd.ac.jp](mailto:openinnovation.tlo@tmd.ac.jp)